

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（107）

2. 日時：令和3年11月12日（火）13：30～15：25

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他8名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第43条（試験用燃料体）の基準適合性及びMK-炉心の照射性能について説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- 試験用燃料体の燃料設計では、第32条（炉心等）と同様、燃料要素の組み合わせについて、燃料要素の設計範囲を逸脱するような燃料設計、配置を行わない説明を加えること。
- 照射用燃料集合体について、これまでの試験を実施経緯とその成果を説明すること。
- 型特殊燃料要素の熱設計基準値の設定の考え方では、溶融に対する限界を見極める観点から裕度を切り下げて設定するとしているが、現状の熱設計基準値（2680）と燃料融点（約2720（設計値））では裕度があるこ

とから、実験目的に対する熱設計基準値の設定の妥当性を説明すること。
また、融点の設定根拠としてO/M比(重金属元素と酸素との原子数の比率)
があるが、O/M比を2.00とする考え方を説明すること。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設(「常陽」)第43条(試験用燃料体)に係る
説明資料

資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)
高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第43条(試験用燃料体)に係
る説明書

資料3：高速実験炉原子炉施設(「常陽」) MK- 炉心の照射性能 今後の
試験計画